

令和 7年 8月14日
(2025年)

業 者 各 位

技 術 管 理 課

和歌山市週休2日工事実施要領の一部改定について

本市が発注する建設工事については、原則として週休2日での実施をお願いしているところですが、令和6年6月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正を踏まえ、担い手の確保のための働き方改革と処遇改善を一層推進するため、「週休2日工事実施要領」を一部改定しますので、ご確認ください。

1. 改定の概要

- (1) 「月単位の週休2日」の取組を導入
- (2) 「通期の週休2日」の補正係数の改正
- (3) 対象外となる工事の一部修正

2. 積算方法等

対象工事においては、「月単位の週休2日」の達成を見込み、予定価格を積算しています。工事完成后、「月単位の週休2日」の達成状況を確認し、未達成の場合は請負代金額の減額変更の対象とします。

3. 週休2日の達成状況確認

以下の内容を「休日取得計画・実績書」等により確認します。

- (1) 月単位の週休2日は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上を達成しているか確認します。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているか確認します。
- (2) 通期の週休2日は、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上を達成しているか確認します。

4. 工事成績評定

「月単位」又は「通期」で週休2日を達成していた場合、工事成績評定にて評価を行います。

5. 適用

令和7年8月15日

※対象工事については、仕様書等でご確認ください

6. その他

詳細については、和歌山市ホームページに掲載の次の要領等をご確認ください。

- ・和歌山市週休2日工事実施要領（2025年8月15日以降）
- ・休日取得計画・実績書（2025年8月15日以降）